

どうする 離職後の健康保険

任意継続なら2年間被保険者に

ここ最近、人材の募集を行ってもなかなか思うように応募が集まらないという声をよく聞きます。景気の安定により離職する人が少なくなっていくこともあげられますが、企業内でも各自のキャリアアップを積極的に進めている企業などは、今離職するという選択肢よりも優位に感じてもらうことに重点を置いていきます。

しかし、そんな中でも別の業種や企業でキャリアアップを狙う方も多いことは事実ですが、すぐ

国民健康保険の被保険者になります。ただし、加入期間が設定されています。協会けんぽの被保険者であった方は28万円の等級の保険料の倍額となりますが、それ以下の方はその等級に合わせた保険料の倍になります。健康保険組合の被保険者であった方はそれぞれの組合に応じた等級が設定されますのでご確認ください。

仮に、残念ながら会社都合の退職や解雇などの場合は、国民健康保険の軽減措置を受けられることがありますので、これも自治体の広報をご確認ください。

国民健康保険の選択もあり

私傷病での退職後の退職は注意

この健康保険に加入することが義務付けられておられますが、離職した後の健康保険をどのように選択するのかという点についての問い合わせも多くなってきました。

二つ目は、国民健康保険の被保険者となることです。手続きはお住いの市区町村で行います。保険料については、その方の前年の年収によって異なります。各自治体によりりますが、18年度の上限は77万円とされており、それを一括、もしくは10回の分割で納付することとなり、前年の年収が高かった方には割と大きな負担となります。

国民健康保険は、傷病手当金制度がないことが多いので、私傷病で退職していった後に退職を考慮してきます。

ですが、60歳未満であれば130万円未満、60歳以上や障害のある方の場合は180万円未満となるなどの制限は確認しておきましょう。年収要件は、あくまで退職した後から将来に向かっての金額になりますので、それまでに得た金額は含めず算出することとなります。少し話題はずれますが、現在年末調整の時期で書類を拝見している方、改めて扶養されている家族の収入が130万円を超えていたことがわかり対応を迫られることもあります。原則は超えることが想定される段階で扶養から外すなどの対応を行わなければなりません。今年の仕事量で一時的なものであったとしても、国民健康保険に切り替えができないことは申し上げました。



(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

~第21回~

今が旬の情報提供を

再就職にあたっての健康保険料負担 長引くほど自己資産の削減に

健康保険の被保険者になること、家族の被保険者の扶養になることもできません。保険料負担が大きくなることで脱退したいと思う方は多く、問い合わせで多いのはこの問題になります。次の就職先が決まり、そこで社会保険に加入することや2年間が経過して強制的に脱退することになり

国民健康保険は、傷病手当金制度がないことが多いので、私傷病で退職していった後に退職を考慮してきます。

まず一つ目として、「任意継続制度」があげられます。退職前に継続して2か月間の被保険者

三つ目は、前述した家族の被扶養者になること

国民健康保険は、傷病手当金制度がないことが多いので、私傷病で退職していった後に退職を考慮してきます。

また、保険料負担は倍になると思われ、健康保険組合の被保険者であった方はそれぞれの組合に応じた等級が設定されますのでご確認ください。

仮に、残念ながら会社都合の退職や解雇などの場合は、国民健康保険の軽減措置を受けられることがありますので、これも自治体の広報をご確認ください。

このように再就職にあたっての保険料負担は、長引けば長引くほど大きくなり、自己資産を削減することにつながります。就職活動では、年齢で引っかけたり、スキルの問題で合わなかったりすることがあります。できるだけ早期の就職を決めることが良いのはもちろんですが、思いどおりにいかないこともあるでしょう。このようなケースでのキャッシュアウトに備えたアドバイザーができることも、公的保険の知識を持ち合わせていることが強みになるといえます。

「保険業界向けセミナー 好評開催中！」

・東京 12月13日(木)
・大阪 11月29日(火)